

# 林政審議会議事録

## 1 日時及び場所

平成21年10月30日（金曜日）13時10分～15時00分

農林水産省 本館4階 第2特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

## 2 出席者

### ・委員（敬称略）

青山 佳世、浅野 房世、足本 裕子、池淵 周一、岡田 秀二、倉沢 愛子、合原 真知子、  
櫻井 尚武、鮫島 正浩、沼田 早苗、早坂 みどり、前田 滋、前田 穂、恵 小百合、  
山根 恒弘

### ・幹事

関係府省

### ・林野庁

## 3 議事

- (1) 林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について（説明事項）
- (2) 平成22年度予算概算要求について（説明事項）
- (3) 小笠原諸島世界自然遺産の推薦について（説明事項）
- (4) 気候変動枠組条約次期枠組み交渉の状況について（説明事項）
- (5) 松くい虫被害対策について（説明事項）
- (6) その他

<開会>

○佐藤林政課長 ただいまから林政審議会を開催させていただきます。私、林政課長の佐藤でございます。冒頭の進行を務めさせていただきます。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は、委員20名のうち現在13名の委員にご出席をいただいております。当審議会の定足数であります半数以上という要件を満たしておりますので、本日の審議会は成立をしております。なお、浅野委員、倉沢委員におかれましては後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、櫻井会長よろしくお願ひいたします。

○櫻井会長 皆様、本日はご多忙のところご参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日、山田農林水産副大臣にご出席いただいておりますので、まず最初に山田農林水産副大臣からご挨拶をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いします。

○山田農林水産副大臣 どうも皆様ご苦労さまでございます。

私ども、政権交代をいたしました民主党として、鳩山総理が温暖化対策で思い切って25%、2020年までに削減という方向を出しました。これは大変なことでして、その中で林業分野でどうしてもそれなりの効果を上げなきゃいけないだろうと、そう思っております。

私ども、民主党が野党の時代、森と里の再生プランというのを立ち上げました。私も京都の日吉村とか、三重の山とかいろいろなところに行かせていただきました。菅さんとドイツの黒い森にも1週間入っていまして、私ども民主党も林業に対しては大変思い入れがございます。今日は林政審議会の皆様方に、私のその思い入れのところを少し聞いていただければと思っております。

私は、日本の山とドイツの黒い森に行って、はっと気づいたことがあったんですが、例えば日本の山でも、今はもう、高度のいわゆる重機でもって、プロセッサー、ハーベスターなどで作業をやってますし、これはヨーロッパの山もオーストラリアも変わらないわけです。

ところが日本の林業はコストが高い、10倍も伐り出すのにかかるてしまう。何でそんなに。僕はヨーロッパの山は平たい山だと思っていましたから、だからコストが安いんだと。しかし、行ってみると、日本の山とちっとも変わらない。ただ違うのは、作業道は日本の山だと1ヘクタールに3メートルしかない。ところが、向こうの山だと1ヘクタールの山に100メートル作業道がある。だから、伐り出して間伐もでき、しかし向こうの山も、既に木そのものが小さいものしか伐れないというか、自然そのものがなくなつて、伐る木というのは本当に100年位経

った木、それを大切に伐って、製材所も随分回りましたが、鯨みたいにこれは何に使うこれは何に使うと非常に大切に扱っています。だからこそヨーロッパの山というのは生産コストが合理化されて、運び出しても十分日本に輸出できる。

最初ドイツに行ってびっくりしたのは、卒塔婆、かまぼこ、日本でこの板にうちの山の木が使われていますという話をされて、ドイツが伐り出したものは日本に輸出して採算がとれている。日本で同じような木があってもなかなか採算が取れない。これはやはり今までの林野行政が間違っていたと、そう我々は思いました。

そういう意味でひとつ抜本的に、長官に最近吠えまくっているんですけれども、ひとつ変わつてもらおうじゃないかと、そういうことを言っております。だから、間伐切り捨てなんていうのはもってのほかだと。いわゆる施業の集約化、これを何としても急いでもらわなきゃいけない。だから、間伐伐り捨てで道路もなくて作業道もなくて、そのまま伐り捨てのようなものには一切予算はつけないと、私どもはそういうふうに言っているところです。

私の生まれたところは五島列島なんですが壱岐・対馬が選挙区なんです。対馬においても、ご年配の方が自分の山がどこにあるのか、自分までは境界はわかっているけれども、孫や子どもになると外に行ってしまってわからないと、だからこの境界を山田さん何とかできないかと。境界さえきちっと整理していけば、そこに作業道をつけていくということは出来るんじゃないかな。むしろ、今朝もみんなにやかましく言ったんですが、すぐに崩れそうにない緊急性の低い箇所での治山工事、谷止なんかはやめてしまえということです。これは、コンクリートで山の谷止をする治山工事があったら、むしろ作業道とか、いわゆる境界をきちんとさせてやって、そして本当に間伐が出来るようにする。利用間伐、間伐を伐り出したものを、川下では大変困っております。1つは、コンクリートで今こういう建物をみんなつくっていますが、実際に純木造の6階建ての集合住宅、これはドイツに行って私も一つの驚きだったんですが、山田さん、耐火建築に一番いいのは木造なんです、いわゆる木造ですと1センチ燃えるのに1時間かかると言うわけです。こっちへ戻ってきて国土交通省建築課の担当を呼びまして、ドイツでそう聞いてきたが本当かと言ったら、そうですと言うんです。6階建てでも7階建てでも、構造計算上できるというんです。それで、私は戻ってきて6階建てだったと思うんですが、今日その設計士を呼んでいるんですが、集合住宅の純木造の建築確認を東京都でとることができました。これからは公共の建物というのは国産の木造でやっていったらどうかと、そう考えておりまして今度の新しい、今日税調の締め切りで減税施策を出さなきゃいけないんですが、国産材、いわゆる産地材を使った建物には減税措置をとると、そういう方向も盛り込んでいきたいと、

そう考えております。

そういう方向、いわゆる国産材をできるだけ公共の建物に使っていく。もうコンクリートは要らないと、それくらいの気持ちでひとつ取り組んでいただきたいというのと、もう一つは、いわゆる石炭火力発電所、前は電源開発という、今J—POWERというんですか、そこに、松浦というところに石炭火力発電所があるんですが、今そこでチップ、これを石炭と混焼しています。これから先CO<sub>2</sub>削減25%となると、石炭のかわりに10%なり5%なり切り捨て間伐じゃなく利用間伐を山元でチップにしてそれを石炭と混焼しながらやっていく。これがCO<sub>2</sub>削減につながっていくんじゃないかと、そう考えておりまして、一つそういうことを今経済産業省の副大臣をしている益子副大臣と近く話し合う予定にしております。エネルギー庁のほうとも話してみたいと思っております。

CO<sub>2</sub>削減に向けて、本当に林業を思い切った日本のすばらしい森にと、で、林野庁の皆さんにこれから農水は林野庁の時代だと、ひとつ林野庁で頑張ってもらって、林政審議会の皆さん方にしっかりと頑張ってもらって、本当に日本の森の、そうして里の再生づくり、これをグローバルな計画、今までの基本計画にこだわらないで全く白紙の状態でひとつ今回いろんな計画を考えていただけないだろうかと、我々の貴重な税金を1円でも無駄に使わないように、どうしたら本当にそれが日本の森のためになるのか、有効な活用になるのか、それをぜひ皆さん方にお願いしたいと思っています。

もう一つ。ドイツのフォレスターの大学に行ってきました。実際、フォレスターの皆さん方と山も回ってきました。日本の国有林もそうですが、本当に専門家の養成、そういったものを持ちんとやらなきやいけないんじゃないか。作業道をどこにつくる、どのようにつくる、作業道にしても1メートル2,000円ぐらいで十分できるはずですが、コスト的な面から立派な、ヨーロッパの作業道ってそんなに日本みたいな林道なんてありませんよね。だから、そういうことも含めながら専門家の養成。考えてみれば専門家は私はいるはずだと思っているんですが、今までにもうリタイアしている人たちもいっぱいいるはずだし、そういう人たちを再活用できるような、あるいは養成する機関をつくるとか、そういうことも含めて考えていくんじやないだろうか、私どもは今そう思っているところです。

いろいろあろうかと思いますが、せっかく政権交代したんですから、この審議会の皆さん方にはそういう意味で、林野庁のほうも今はもうすっかり頭を入れかえるんじゃないかと、180度ひっくりかえって考えようじゃないかと、常日頃私もそう言っておりまして、どうか皆さん方でもそういう方向でご審議いただけたらありがたいかなと、そう思っております。今日は本

本当にわざわざありがとうございました。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

新しい木材の利用、川下のほうで実際にそこが動き始めますと川上のほうも元気になるという話はずっとやってきたわけですけれども、今の副大臣のお話でまた新しい展望が特に政治主導のほうで開けてくるのではないか、そんな気がいたします。私どももできる限りのことはしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、農林水産副大臣におかれましては公務のためここで退席されます。どうも今日はありがとうございました。

○山田農林水産副大臣 本当にご苦労さまでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○櫻井会長 それでは本日の議事に入る前に、林野庁幹部の人事異動がありましたので、事務局よりご紹介をお願ひいたします。

○佐藤林政課長 それでは、紹介させていただきます。林野庁長官の島田です。

○島田林野庁長官 島田でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤林政課長 次長の宮坂です。

○宮坂林野庁次長 宮坂でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤林政課長 林政部長の飯高です。

○飯高林政部長 飯高でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤林政課長 森林整備部長の津元です。

○津元森林整備部長 津元でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤林政課長 国有林野部長の沼田です。

○沼田国有林野部長 沼田でございます。よろしくお願ひいたします。

○佐藤林政課長 そのほか本日は、林野庁の課長も出席しておりますが時間の関係もございますので、お手元の一番最後の資料に参考3とナンバリングした資料がございます。その林野庁関係者名簿をもちまして紹介にかえさせていただきたいと思います。

なお、この機会をいただきまして資料のご確認をお願ひいたします。

資料の上のほうに1、2、3、4、5と、資料5までナンバーリングが振ってございます。

参考資料は参考1、2、3と3種類ございます。ご確認いただいた上で、漏れ等がございましたらお教えいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

○櫻井会長 ただいまの副大臣のお話、今まで林政審の委員の方々がいろいろと提案し、今、

副大臣が言わされたことに関するような意見も出されたと思うんですけども、実際にはいろいろな障壁があつたりなんかして突破口が開けなかつた。そういうのを政治主導で応援してくれるというのがあると具合がいいでしょうし、その辺のところは林野庁のほうもいろいろ考えていると思います。

それでは、議事次第によって進めさせていただきますが、本日は説明事項といたしまして、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について、ほか5つの事項について説明をいたすことになります。それから本日は、松くい虫被害対策についての説明がありますので、松くい虫関係の専門家でありますところの岐阜県立森林文化アカデミー客員教授の田畠勝洋特別委員にご出席いただいておりますので紹介いたします。

○田畠特別委員 田畠でございます。よろしくお願ひいたします。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

それでは最初に1番目、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更、これにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

○安東経営課長 経営課長の安東と申します。私のほうから説明させていただきます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

右肩に1と打ってある資料に沿って説明をさせていただきます。

林業労働力の確保の促進に関する基本方針でございますけれども、まず一番上に載っています1枚紙をご覧いただきたいと思います。この基本方針は林業労働力の確保の促進に関する法律に基づきまして、農林水産大臣と、雇用の関係ですので厚生労働大臣が、共同して定めるということになっていまして、中身は経営及び雇用の動向の関係、それから林業労働力確保の促進の関係、それから雇用管理の改善、事業の合理化、就業の円滑化のための措置の関係になってございます。この法律自体が平成8年に制定されまして、そのときに基本方針を定めたんですけども、それ以後一度も変更していなくて今に至っているという状況です。

今回、基本方針を変更しようとする考え方なり趣旨が2番に書いてございます。いろいろとここに書いています低炭素社会の構築の必要性が高まっているとか、それから人工林資源が成熟化してきている。それから昨今の特徴ですけれども、雇用の受け皿としての期待が高まっているというような、情勢の変化を踏まえて中身を変えていくというのが今回の趣旨でございます。

今後の手続なんですけれども、今日ご議論いただいた後、大臣が定めるものでパブリックコメントをやらせていただいて、その前に厚生労働省のほうでも審議会の議論をいただく

ことになっています。それを踏まえてパブリックコメントを実施し、また、再度、林政審議会で今度は正式に諮詢させていただいて答申をいただき、成案を得て公表したいと考えています。これは国レベルで基本方針を変えますと、都道府県段階でも基本計画を変えていただくことになりますので、変えていただいて、実際に現場が動いていくようにしていきたいと考えてございます。

それでは、中身に入らせていただきます。

まず、今日説明させていただく事項は3点ございます。

1点目です。横紙になって恐縮ですけれども、「林業労働力の確保の促進に関する法律の実施状況について」でございます。めくっていただきまして1ページに法律の概要を簡単に紹介させていただきます。この法律に基づきまして、真ん中の箱ですけれども雇用管理の改善ですか、事業の合理化ですか、就業の円滑化の関係のさまざまな措置を講じて林業労働力の確保を図っていくというのがこの法律の目的・概要になってございます。

2ページですけれども、具体的なスキームでございますけれども、今日ご審議いただくのは下の図を見ていただきたいんですけども、一番上の農林水産大臣、厚生労働大臣が共同で基本方針を定めますと。それに従って都道府県知事が基本計画を定めていただきます。それに従って、一番下の黄色の部分ですけれども、現場の事業体の方々が自分たちの雇用管理のあり方をこう改善していこうという計画を定めていただくと、それに対して都道府県知事が基本計画に沿っているかどうかという観点から審査をして認定をするというスキームになっています。

この認定を受けると認定事業主として右のほうに書いていますいろいろなメリットを受けられると。一つは林業就業促進資金と申しまして、資格の取得だとか住居の移転といった林業に就業しようとする準備の段階で必要な資金について、無利子で貸し付ける制度がございます。

それから2つ目ですけれども、こっちは受け入れる事業主側でございますけれども、事業主側がたくさん雇用する際に必要となる休憩室とかシャワー施設みたいな保健施設を設置する際に必要な資金、これは別途、林業・木材産業改善資金という資金がありますけれども、通常これは10年で返すことになっているんですけども、15年まで償還期間を延長するという特例措置が講じられています。

それから、ハローワーク以外は事業主さんから委託を受けて労働者を募集するということについて許可又は届出を必要としていますけれども、この法律に基づく都道府県段階で設置される林業労働力確保支援センターはその対象外としていただいて、事業主さんが自分でなかなか雇用者を募集するの大変ですので、こういう支援センターに募集をお願いするということもで

きるということになってございます。

次に3ページで、今申し上げたような支援措置の具体的な状況をまとめてございます。左の一番上の棒グラフをご覧いただいくと、これは実際に認定された事業主の数の推移を書いてございまして、近年もやや微増ではありますけれども増加しているという状況にあります。

それから右のほうを見ていただくと、先ほど申し上げた都道府県段階の支援センターから高性能林業機械の貸し付けを受けられるという制度もありまして、平成20年度なんかの数字を見ていただいくと結構大きな数字、年間200日前後貸し付けが行われているというような状況もございますし、右下の林業就業促進資金、準備に必要なお金ですけれども、額はやや少ないんですけども、一件一件が数字が小さいものですから、件数にすると19年で言えば41件、20年で言えば52件の活用が行われております。

以上が実施条件についての説明でございます。

2点目は、そういう実施状況も踏まえて基本方針をどうしていくかという考え方でございます。「基本方針の考え方（案）について」という資料をご覧いただきたいと思います。

1ページ目は目次ですので飛ばしていただいて3ページ、まず現在の情勢の変化についての簡単なまとめです。これはもう皆さんご承知のことと思いますので簡単にさせていただきますと、まず3ページ目は低炭素社会の構築というのが求められていて、そのためには林業の再生が必要であって、そのための人材への投資が不可欠となっているということでございます。

それから、4ページをご覧いただきますと、情勢の変化の2点目としまして人工林資源の成熟化により利用の段階に来ておりますので、今までのような、やや労働集約的な造林・保育作業だけではなくて、きちんと生産工程の管理を行いながらチームで効率的に作業を行う知識集約的な能力が必要となっているという変化がございます。

それから、5ページですけれども情勢変化の3点目といたしまして、景気の影響も受けまして雇用の受け皿としての期待が高まっております。ただ、他分野から入ってくると、あるいは経験のない人が入ってくるということになりますと、その辺で人材育成の必要性というのが高まっているということが言えるかと思います。

以上が情勢の変化でございます。

6ページからは、そういう情勢変化の中での林業労働力の現状についての説明でございます。まず1点目は、これはやや長いタームで見たときに就業者の増減がどうなっているかという話でして、左の下を見ていただきますと昭和55年には16万5,000人もいた林業就業者が、最近の数字は平成17年の数字しかなくて若干古い数字にはなっていますが、17年で4万7,000人と、

ずっと右肩下がりでどんどん下がってきたという状況にあります。

特に、この労働者が減った中身なんですけれども、労働者が減っている原因が採算性の悪化と、それから造林の事業量が、これは資源の成熟に伴ってという面もあるうかと思いますけれども、造林事業量が特に減ったということもあって、中身を見ますとそういう造林の作業というのはどうちらかというと季節雇用の方が多うございましたので、右の表のオレンジの折れ線グラフを見ていただきますと、これが60日未満の雇用の方なんですけれども、これが昭和60年の9万人から平成19年の1万人までガタッと落ちている。他方、通年雇用の方、これは210日以上の統計になっていますけれども、これは赤い折れ線グラフですけれども、そこは1万人ということで横ばいになってございます。

次に7ページです。

ここはそういう先ほど申し上げた通年雇用の方の割合が高まっているという、結果論でもあるんですけども、近年の状況を見ると社会保険に加入している人の割合は高まっているということと、それが左の上の表ですけれども、下の表を見ていただくと月給制というのもほかの産業に比べれば少ないながら、割合として高まっているというデータが出てきております。

それから、右下の表を見ていただくと、一方、安全面の話ですけれども、高性能林業機械の導入によって労働負荷が軽減されておりまして、赤い折れ線グラフで記していますが、死亡災害の発生率というのは以前に比べると低くなっているということで、若干、安全な労働環境も整備されつつある。徐々にですけれども、そういう状況にあるということでございます。

8ページを見ていただきますと、先ほどある程度長い目で見ればすごく就業者数が減っているというデータがございましたけれども、近年の新規就業者数の推移を見てみると、左の棒グラフと折れ線グラフのまじった資料ですけれども、最近、地球温暖化防止の関係で間伐の事業量が増えているということと、それから平成15年度から緑の雇用で積極的に新規就業者対策を打ってきたということと相まって、新規就業者の数は増えてきているということが見てとれます。

特に、緑の雇用で入っていらっしゃる研修生の方は左下の表になりますけれども、平均年齢が最初は若干高かったんですけども、近年見ていただきますと35歳程度になっていますので、その影響も受けまして右のグラフですけれども林業、ちょっと見づらいんですけども緑色の折れ線グラフで35歳未満の割合を書いていますけれども、数字としてはほかの産業に比べて低い数字ですけれども、低いなりにどんどん上昇してきているという傾向にございます。

就業者の全体の数自体も箱の中の2つ目の丸に書いてあるんですけども、近年は5万人前

後で推移しているというふうにとらえておりまして、減少傾向に歯どめがかかっているという認識でございます。

次に、9ページからが労働市場と林業就業者の状況ということで、何点かまとめてございます。

まず9ページですけれども、左の棒グラフの中ほど、これは農林漁業全体の数字になっていまして、平成20年の数字ですけれども、農林漁業の数字を見ますと有効求人のほうが8万人、それから有効求職者数が11万人ということで、傾向としては、求職者が大きく求人数を上回っている状況にあります。

その就業理由なんですけれども、右の表を見ていただきますと上からこれは、その他を除いて多い順に並べていますけれども、2つ目、3つ目、5つ目を見ていただくと自然の関係の理由が、これはポジティブな理由だと思いますけれども、一方で家庭の事情という話と、4つ目のほかに適当な仕事がなかったからということで、色々あるのかなという感じになっています。

次に10ページを見ていただきますと、今度は他産業との比較でございます。

先ほど月給制の話が出ましたけれども、まだ全体で見れば日給制が多いということもありますし、一番左の棒グラフですけれども、若いころは余り他産業と比べて給料は大差ないんですけれども、30代、40代、50代という子育てを始めて終わるぐらいの一番お金がかかるときに、他産業と比べてかなり差が出ているという試算結果になってございます。

真ん中の表は労働災害発生率ですけれども、先ほどもありましたように減少してきてはおりますが、ほかの産業と比べてまだまだ高い水準にあるということ。

それから右の表ですけれども、緑の雇用なんかで新規就業者に入ってきていただいているんですけれども、入ってきてどんな不安があるかというデータなんですけれども、やはり左の所得の関係が一番上位となっていますけれども、所得の不安というのが一番大きくなっていますし、その他、体のきつさの面も結構な割合になっていますし、あと上から3つ目の事業体自体が今後どうなっていくか経営が不安だというような声もかなり多くなっています。

以上の状況を踏まえまして、じゃ今後どうしていくんだという話が11ページからでございます。

12ページの課題の整理ということで課題を簡単にまとめたものでございます。下のほうのポンチ絵をご覧いただきますと、現状は賃金が低いとか経営がどうなるか不安だと、それから同じことですけれども自分の将来が生活設計がなかなか成り立たないというような不安があって、なかなか定着していくのかどうなのか不安定な状況にあると。じゃ、何をしなきゃいか

んかという課題と対策ですけれども、課題のところで、1つは上のほうですけれども経営の安定化ということで、事業体自体が経営を安定化していかないとなかなかそこで働く人も定着をしていかないということで、経営の安定化、事業量の確保ですか収益力の向上といった課題があると。下のほうは、そういう事業体でどういう将来像を描いていくかということで、能力に応じてどんどん遭遇していくだとか、そのためにも段階的・体系的な職業教育が必要であるという課題がございます。

こうしたことに対して対策ですけれども、事業体の経営の安定化のほうは各経営を支える対策でいろいろ対応していくということですけれども、今回の労働力の確保の関係で申し上げると、下の段が主要テーマになるのかと思いますけれども、将来の生活設計が不安だということですので、必要なキャリア形成の支援とそのための人材育成、能力開発支援の仕組みが必要ということを考えてございます。そういったことで林業への定着を図っていきたいというふうに思っております。

めくっていただいて、13ページはそういったことが現場でどう受けとめられているのかという裏づけでございますけれども、左のほうを見ていただきますと、なかなか周りにそういうステップアップみたいな環境がない中でイメージを持ちづらいという面もあって、数字的に見ますとそんなに大きな数字ではないですけれども、そういう中にあっても今後やりたい仕事として新規採用者を指導したいだとか、事業費見積もりに立ち合いたいだとか、事業体と単価の交渉をしたいとか、班員の賃金配分や格付に関与したいですか、そういった経営にかかわるような仕事をしていきたいというような希望を持っていらっしゃる方も一定程度いらっしゃいます。

それから、右の表になりますけれども、実際に先進的と言われる事業体においてその所得分布を見ていますと、それなりに他産業あるいはそれ以上に所得を得ていらっしゃる方も何人か配置されているというような状況にあります。

次に、14ページですけれども、そういうキャリア形成支援が必要だという点においては実は既に平成18年7月に全産業の分野で職業キャリアの円滑な形成を支援する政策が必要だというふうに基本計画で定められておりまして、中小企業、建設業、介護分野におきましては既にそれぞれの分野の方針や計画においてそういったことがうたわれているということで、林業はやらおくれた形になりましたけれども、キャリア形成支援に向けて基本方針の中で位置づけていきたいというふうに考えております。

そういったことを踏まえた今回の基本方針の変更のたたき台でございますけれども、素案と

いう形でお配りをさせていただいているのでご覧いただきたいと思います。

まず1ページですけれども、まず項目の1つ目として経営及び雇用の動向に関する事項と、横長の新旧のやや小さい字で恐縮なんですけれども、文書が配られていると思いますので、それをご覧いただきたいと思うんですけれども、1番が経営及び雇用の動向に関する事項ということで、この中では先ほどご紹介した情勢の変化ということで、低炭素社会の実現の必要性だとか、国内の森林資源が利用可能な状態になってきているというようなことを記述させていただいている。

それから、下のほうの事業主の現状と課題ですけれども、先ほど山田副大臣からもご説明がありましたが施業の集約化が不可欠となっていて、そういう取組を強力に推進していくということを記述させていただいている。

2ページに移っていただきまして、(3)の雇用管理の現状と課題の関係ですけれども、これも施業の集約化と絡みますけれども、(3)の「このため」以下の5行目、6行目あたりですけれども、災害発生防止の観点からも路網整備による作業現場へのアクセス改善とか高性能林業機械の導入の促進の必要性について記述をさせていただいている。一番下の「さらに」というところですけれども、そのための教育訓練の充実が必要である旨記述をさせていただいている。

(4)の林業労働力の動向ですけれども、2つ目のパラグラフですが最近の動向として新規就業者が増加傾向にあるけれども、他産業からの転職者なので十分職業能力開発を受けていないので、その辺は解消していく必要があるということと、一番下ですけれども、雇用の受け皿としての林業への期待が高まっているけれども、そのためにも今、新規就業者の方が抱えている将来への不安というのを解消していかないとちゃんと定着していかないということを記述させていただいている。

2番目が労働力の確保の促進に関する基本的な方向でございます。

ここでは森林資源の成熟化によって利用の段階に入っていますので、今までと違って生産管理能力の向上ですか、持続可能な森林経営の関係の高度な知識を求められるので、そのための技術知識の習得・蓄積が重要であって、また将来への不安を取り除くためのキャリア形成の支援が重要であるということを重ねて記述をさせていただいている。

それから3番目、これは雇用管理の改善、事業の合理化、就業の円滑化のための措置の関係ですけれどもちょっと飛ばせていただいて、5ページの上のほうをご覧いただきたいんですけども、これは1点目の雇用管理の措置の関係ですけれども、ここで教育訓練の計画的な実施

の必要性について記述をさせていただいております。

それから(ク)のところですけれども、ここで昇進・昇格、配置のモデルの提示等職業生活の将来設計モデルの明確化に努める必要性について記述をさせていただいています。

それから具体的な措置の2番目、イの事業の合理化のための措置ですけれども、これはまず事業量の安定的確保ということで、事業主の施業の集約化の推進の必要性、それとそれに必要な人材の育成の必要性について記述をさせていただいています。

6ページですけれども、施業集約化については3つ目のパラグラフですけれども、「特に」と書いてあるところですが、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備が必要であって、そのための人材の育成が必要であるということを記述させていただいています。

さらに(ウ)として1項目立てまして、キャリア形成支援ということで2つ目のパラグラフですけれども、現場管理責任者への教育訓練の必要性、その次のパラグラフで、今度はそれを何年かやるとさらに一歩ステップアップということで、複数の現場管理責任者を統括する者の教育訓練といった段階的かつ体系的な教育訓練の必要性について記述をさせていただいています。

最後に7ページです。

これはその他の重要事項ということで何点か記述させていただいておりますけれども、昨今の状況にかんがみ建設業等異業種との連携促進ということで1項目起こさせていただいて記述をさせていただいております。

短い時間で飛ばし飛ばしで恐縮ですけれども、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

かなり中身は広いんですけれども、社会情勢あるいはこの数年のいろんな雇用なり労働力の動きを見まして、このような方法で方針を変えようという提案でございます。これは先ほどの山田副大臣もここのところには大分興味があるということで、もしも時間が許せばいたかったんだけれどもということだったそうでございます。

○安東経営課長 すみません、1点説明を忘れてしまって、追加で説明させていただいてよろしいでしょうか。

○櫻井会長 お願いします。

○安東経営課長 これと関連して資料を1つ、下から3つ目の参考1という資料をお配りしていると思うんですけど、「緊急雇用対策」と題してある紙です。10月23日に政府全体に緊

急雇用対策本部というのが置かれているんですけれども、そこで緊急雇用対策を取りまとめてございます。これは今後もまた雇用情勢が厳しいことが続くことが予想されるということで、政府一体となって雇用対策を頑張っていこうということで、まずはこのために新たに予算をつくるということではなくて、既存の予算を有効に活用してまだやれることがあるじゃないかという観点から取りまとめたものです。

具体的には厚生労働省さんのほうでいろいろな基金を今まで補正とかで、去年の補正とか今年の補正とかつくっていて、これは何年間かで使うというものですので金がある程度まだあるということで、その使い方について各省知恵を出し合おうじゃないかということでまとめたものがこの対策でございます。

その中で9ページを見ていただきますと、農林水産関係での雇用拡大についても非常に期待が寄せられておりまして、中でも林野関係は特に期待が高いということで、②でわざわざ1項目起こしていただいております。

中身なんですけれども、19ページにもっとこのさらに細かい内容がありますので、それはまた後でご覧いただくとして、9ページで簡単にご説明させていただきます。

中身は大きく2つございます。1つは目先、短期的にやれることをちゃんとやろうよということでポツが2つありますけれども、1つは今、森林整備加速化林業再生事業と申しまして、これは今年度の補正で1,200億ちょっと措置させていただいた予算なんですけれども、森林整備と、それから流通の関係と、それから利用の関係を一体的に動かしていこうといういろんなことに使えるお金なんですけれども、これをただ事業をこなせばいいよということではなくて、今後ちゃんと先ほど山田副大臣から話があったような姿に林業がなっていくためのまず条件整備をこの事業を使ってきちんとやろうということで、人材養成の重視とか施業の集約化に資するような形でちゃんと使っていきましょうという運用改善とか運用強化をちゃんとやろうとして、そういう前提というか条件を整備することとあわせて、2つ目のポツなんですけれども、集約化施業じゃないとダメよということになるとなかなか現場はついてくるのが大変だと思うんですけども、そういったことでいろいろとまず前提となる森林情報をちゃんと整備しないと集約化なんてできないよということで、森林情報整備をするためにある程度人が要るでしょうから、そういうのを厚労省の基金を活用してみんなでやっていきましょうとか、施業集約化をやろうとすると、その絵をかくプランナーの人がたくさん必要になるんですけども、プランナーの人をいきなり今から養成するというのはなかなか短期的には無理ですから、プランナーの人を手助けするような、例えば合意形成の場に出かけていって所有者とお話をすると、

所有者への働きかけをするというのはある程度、基礎を訓練すればできると思いますので、そういう人材を育成するだとか、公共建築物でどんどん木材を利用していくとなると、工場とかで雇用が増えていますので、そういうことについても既存の厚労省さんの基金を使って何とか頑張っていかないかということでございます。

10ページのほうは、そういうこととあわせて先ほども山田副大臣からの今的基本計画はゼロとしてみたいな話がありましたけれども、基本計画の見直しは若干時間がかかりますので、当面どういう方向でやっていくのかというのを年内にまとめてきちんと世の中に示していこうということで、森林・林業再生プランを年内につくっていこうということで、そことあわせて雇用拡大を頑張っていこうという内容になってございます。

以上です。すみません、失礼しました。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

かなり具体的な話が出てきていますけれども、こういったものが現場のほうでしっかりと何か、どんなことがこれでできるのかというのをわかってもらわなければいけないというような気持ちが出てくるのではないかと思います。

それでは早速ですが、皆様から、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の現行の案につきましてご質問、ご意見等をいただきたいと思います。どなたからでも結構でございますけれども、よろしくお願ひいたします。

では、岡田先生よろしくお願ひします。

○岡田委員 非常に大事な件だと思っています。労働力の育成確保の前提はやっぱり事業主のところですね。これがきちっと充実をしていませんと、やはり雇うことができないと思います。

そこで質問なんですが、今、認定事業主として認定している基準ないしはそこのクライティアというか、それは一体どうなっているのか、そこへの見直しだとか、そこで起こっているところの問題の整理、これをやっぱりきちっと一たん出していただくということが大事ではないかなというふうに思っています。

何となく規模が大きくなきやいかんとか、先進的なところでは1万立方だみたいな話がありますが、現実に農山村社会ということをお考えいただくと大変ありがたいんですが、所有者はやはり彼が言うんだから、あるいはあの事業主がそう言ってくれるんだからという、この関係は実は大変大きいんですね。具体的に事業として発現するか否かにかかわって、そういう意味では地域に信頼のある、例えば規模が小さくても非常にこの施業の質ですか、あるいはある地域の中での具体的な経験だと評価ですか、そんなことを考えると実は規模論だけではなく

いというふうに思っていますし、アメリカなんかの事例を見ましても、むしろこの素材生産業のところは家族単位の事業主が大変多うございます。もちろん機械を持って生産性あるし収益性はあるんですが、そういうところも積極的に認定をしていくという、この構えもやはり同時に必要ではないかというふうに思っています。

それともう一点なんですが、林業における認定事業体というこの枠組みです。今の規模にもかかわるんですけれども、農山村においての事業といった場合に、農も林もそのほかの一般土木事業も含めて、そうした中で事業主もある経営というものが成り立つ、そういう重複した産業といいますか、そんなところへの成り立ちというのが随分多いと思います。今は林建協働という協働という言葉を使っていますが、事業主そのもののさまざまな複層的な事業にかかわるところの事業主を積極的に育成していくなり、地域に合わせたところの事業体ということの姿をきちっと踏まえていただけるかどうかという、このあたりのケースでございます。

○櫻井会長 今の認定事業体の基準だとか、それからいろいろ複合した意味での総合的な単位としての事業体をどう考えておられるのかというようなことについて、お願いいいたします。

○安東経営課長 まず1点目の林業労働力の確保の促進に関する法律の認定事業主の基準の関係ですけれども、規模要件は特に定めておりません。基準はその計画を自分のところの労働環境の改善とか雇用管理の関係でどう改善措置をとっていくのかという、その改善措置の中身を計画で明らかにしていただいて、それが国の立てる基本方針ですとか、それを踏まえた都道府県知事が立てる基本計画に照らしてそういう施策の方向に合致しているかどうかという観点から適当かどうかという判断をするということになっていますので、どう自分の職場の労働環境を改善していくのかという観点で審査をするだけですので、規模要件等は特に設けておりません。

それから、2点目の話は若干この労働力確保の関係の認定事業主の関係なのか、それとももっと広く施策としてどういう林業経営を相手にしていくのかという話、やや判然としないんですけども、同じ話なのかもしれないですけれども、同じ話として説明をさせていただくと、今のいわゆる森林・林業基本計画でこういう経営体を育てていきましょうという経営体なり事業体さんは、基本的に林業経営で他産業並みの所得を上げられるような経営という観点で定めていますので、ややおっしゃったようなほかの業種との複合経営みたいなものは余り直接的に望ましい林業経営、望ましい林業構造はこうだよというところには、やや入っていないような気がします。

ただ、それを今後どうしていくかというのは、森林・林業基本計画の見直しにあってもそう

いう視点での検討は必要に、ちょっとすみません、森林・林業基本計画自体の議論がまだそんなに具体的に始まっているのでやや先走ったあれになるかもしれませんけれども、ご指摘のような点は考えていく必要があるのかもしれませんと思います。

○岡田委員 実は質問させていただきましたのは、大事なこの案のところですね。基本計画の案を変えていくという、この案のところの記述内容で具体的に見ますと、基本方針の変更要素案の1ページのところの事業主の現状と課題が書き込まれているんですが、実はこの事業主の現状という内容にかかわる記述はほとんどありません。これが大変不満なことでございます。

○櫻井会長 ということは、今のご意見ということで検討していただくということでよろしいですか。特にありますか。

○安東経営課長 おっしゃっているのは、最初の4行目ぐらいまでがいわば現状に当たってさらっとした書き方になっているんですけども、もっと深く突っ込んで先ほどおっしゃったような副業の観点とかも入れてという意味でしょうか。

○岡田委員 具体的には、「これらの事業主は、」に線を引っ張っていますが、内容はこれはむしろ所有者の話ですよね。だれが働きかけようが、要するに施業を集約化しなさいと、その後の段落のところに行きましても要するにこの供給量をまとめてという話であって、事業主そのものの現状分析ではありませんですね。裏のページに行きましても、そうですね。作業路が必要だと、これは一般論で林業そのものが抱えている現状を言っていることであって、やはり事業主に対してきちっと政策対象なんですから、やっぱり現状分析がもう少しあつたほうがふさわしいと思います。

○安東経営課長 わかりました。現状がここにも書いていますけれども、林業事業体の方というのはもちろん先生方がお詳しいんだと思うんですけども、小規模零細な方が多くて、なかなか大きなところ、ある程度の水準、水準というとちょっと言葉が変かもしれないけれども、その把握できている分とそれから正直に申し上げて把握できていない部分がかなりあるというのが現状です。そういうことを踏まえて、どういうことが書けるのかということは、また検討させていただきたいと思います。

○櫻井会長 そのようなことで検討されたものを出しますということでおろしいでしょうか。  
ほかに。

○鮫島委員 基本指針、私は非常に積極的に手を入れられている基本方針ですね、非常に全体としては評価できるんじゃないかなと思っております。

それで、これは基本方針なんですが、やはり現実を見ると例えば雇用を確保するといつても、

例えば「基本方針の考え方（案）」の中の10ページにあるように、あるいは9ページにあるように、10ページは特に賃金の問題でございますよね、所得の。これはやっぱり、こういうの見ると林業では厳しいし、その所得を見るとやっぱり差があるから、なかなか引いちゃうところありますね。ですから、この辺をどうやってカバーしていくのか、それでもやはり林業というのは魅力があって、やはり林業に就こうということを何か積極的に出せるような、その辺に対する配慮というのは何かないのかなというふうにちょっと感じております。

特に、アンケート調査のところでも書いてあるとおり、もちろん安全面というようなところではいろいろ書いてあるような気がしますけれども、やっぱり所得とかその辺の安定して就業したいというような、そういうことをどういうふうに推進していくのかなというところが一つ疑問としてあります。

それから、やはりこれは総論としては絶対いいんですけれども、こういうときやはり何かある時間軸をもった全体のマスター・プランというか、ロードマップみたいのが一緒に何か頭の中に描けるようにしていただけだと、よりこういうものが受けとめやすいんじゃないかなというふうに思っていますが、その辺はいかがでしょうか。

○櫻井会長 なかなかまとめにくいね。

○安東経営課長 所得の関係は、まさにご指摘いただいたところが一番の問題だということで、なぜこういう現状になっているのかというと、やはり事業主さんが零細で事業量もちゃんと安定しないと、まず事業主さんの経営面の問題があると、それが1つ。

それから、それを踏まえた上でやっぱり規模がなかなか大きくならないので、働く人もやや管理職的なところまでいかずに、現場監督みたいなことはあるんでしょうけれども、単純労働あるいは単純労働の延長のようなことがずっと続くというようなことで給料も上がっていかないと、そういう両面あると思いますので、その事業主さんのほうは施業集約化の関係で一生懸命施業をまとめて仕事を拡大していくというのが1つ。

それから、雇用される側については、そういうことで事業体の規模が大きくなつていけば管理職的な仕事も必要になってきますので、そういう管理職への道筋、それからそれに必要な研修ということで、管理職へのスキルアップのための研修というのを充実させていくという2方向で考えておりまして、基本方針の中にそういう姿を盛り込ませていただきたいというのが今回の提案です。

○鮫島委員 おっしゃられていることよくわかるんですけども、例えば私に林業つけと言わされたとき、私がもっと若くて30代ぐらいの歳で、そうするとやはり家族がいて、子どもがいて、

それで安い給料で、そうすると、やっぱりそれでも就こうというときは何かあるインセンティブが絶対必要だと思うんですね。だから、やはり本当に推進しようとするんだったら、やっぱりインセンティブになるものをどこかに盛り込まなきゃいけないんじゃないかなということで、もう一步踏み込まれたらいいかなという気は、私はこれを見ていて感じましたね。非常に総論的にはいいんだけども、実際に動かすときにやっぱりインセンティブになるものが必要で、そのインセンティブというものがもう一個ここに入ってくれればより魅力的な。

それで、どなたかこの前の審議会でも言っていたようなんですけれども、やはり田舎にいる人というのは何が不満なのかなということを考えた場合、私も実は今、田舎暮らししているんですけども、多分教育じゃないかなと思うんですね。ですから、そういう田舎に住んでいても都会にいるよりも絶対いいんですよというようなものを保証するようなものが何か一つ欲しいなというふうに思いました。

○櫻井会長 その問題は大事だと思うんですけれども、多分インセンティブが今そこで出るようだったら、とっくの昔にその仕事は進んでいるはずだということがまず1個ありますて、大きな問題は多分、先ほども話が出ましたけれども木材が安定的に伐採収穫できて、それなりの値段で売れるという前提があって、その上でいろんなものは考える。現在それがないものだから、とても日銭稼ぎ以上のこととはできないということになっているんじゃないのかなと思うんですね。出口としては先ほどの、副大臣ばかり持ち上げるわけにいかないんですけれども、副大臣のおっしゃったような格好で、実際に使わせてもらう。木材を使うためのインセンティブを出してもらう。それに対して環境が今、緑の雇用や何やらで結構変わってきてるので、そういうものを基本法のほうでもはっきりと位置づけていって、さらに後押しをそれでできるようにしたいというような、こんなことじゃないかなという気がするんですが、今のヤツノ話はできる限り盛り込めるものは盛り込んでおいてもらいたい。

○鮫島委員 先ほど、副大臣も言われたんですけれども、やはりドイツとかヨーロッパは林業を変えていったんですね。それで、やはりそのとき、今はだからビジネスとして成り立って日本に木を売れるようになっているわけですね。材木を実際、売っているわけですね。でも、そこまでいくまでってやはり政治・行政がちゃんとしっかりと引っ張っていかないといけなくて、やっぱりそのときには何かしらインセンティブというのは絶対必要で、いきなり、じゃ集約させてビジネスとしてあなたたちは行きなさいと言われても、それはやはり現場の人はそう簡単に動かないと思うんですね。ですから、やっぱりその辺を何か盛り込んでほしいなという気がします。

○櫻井会長 一方的にだめだめという会議にはしたくないので、例えばというのを入れてくれるといいんですけど。こんなものがと。

○鮫島委員 やはりその所得が少ない、やっぱり所得が少ないと非常に引く部分だと思うんですね。ですから、そこに何らかの保証をするもの、特に私はだから、どなたか言われていたけれども教育というか、やはり山の中にいてもちゃんと子どもを都会に置けるようなチャンスがあるようなとか、例えばですけど、そういうものだと思いますね。それをちょっと具体的に幾つか考えてみたほうがいいと思うんですけど。

○櫻井会長 ありがとうございます。

実は先般、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況の議題を持ち回りしたときにいろいろなご意見が出まして、インセンティブの話なんかも入っていますので、それでは、そういったものについては一番最後のところで担当のほうから説明してもらいたいと思います。

○足本委員 今のご意見に対してなんですけれども、教育のこともこの間申し上げましたけれども、もっともっと山に暮らす子どもたちが山に戻ってくるような仕組みをつくれないのかなと、それを盛り込んでいただけたらいいなと思います。

こちらの基本方針の変更にも、ちょっと私なりにかじってきたことがあったんですけれども、7ページの真ん中あたりに、「林業労働者のキャリア形成支援を通じ、高い能力と意欲を持った担い手の育成を図ることにより、林業労働の社会的評価の向上に努める」と、何カ所か社会的向上という言葉が出ているんですけれども、変更前にも出ています。林業労働者が社会的に低いというのを前に打ち出すのはどうかなと思っています。

○安東経営課長 社会的評価の向上の件なんですけれども、これは森林・林業基本法にも実はそういうような記述もあって、いわば今までの政府の見解にもなっているということでこういうふうに書かせていただき、今回の情勢変化にかかわることではないのでそのままにさせていただきましたけれども、ご指摘のようなこと、必ずしも社会的評価が低いのかどうなのかというのはそれぞれの価値観なりご判断なりあるし、最近は特に自然に対する価値観というのも高まってきているということもあるので、先ほどもおっしゃられた山村で暮らすことの意義みたいこととあわせて、ちょっと文章を考えさせていただきたいと思います。

○櫻井会長 それでは山根さん、お願いします。

○山根委員 緊急雇用対策で先ほどご説明がありましたように、9ページで森林・林業再生の推進で1,200億といつて条件整備をされると。それに路網だとかあるいは製材所に対しての支援というようなものということでございます。結構だと思うんです。

それで、この方針の2ページでございますが、今の「さらに」というところに多様な就業機会の確保に取り組む必要があるということで、林業・木材産業の振興あるいは木質バイオマス等の資源の活用というように定められておるわけでございますが、これを本当に今の就労を増そうとするならば、やはりコストが下がらねばいけないし売れなくてはいけないということですので、普通の農産物と違ってどうしても林業は一遍加工しないと、それが近くにないといけないと、それならコストも下がる、外へ出せるということだろうと思うんですね。そういう意味でこここの「さらに」というところの林業・木材産業の振興というのは、国の役割というか義務化みたいなことにならないかと、その住生活基本法等においては一つの国の役割というような条文があったような気がいたしますが、もう少しこのところをさらに強めたほうが結局雇用の増大ということはそうせんとできないと、山だけということではなくて、その近くにやはり流通拠点を設ける、あるいは製材所を設けて新しい木の時代にしていくということが必須だろうと思われます。だから、林業の雇用という面だけとらえては雇用にならないというのが思いでございます。

○櫻井会長 今のご意見に特に何かありますか。

○安東経営課長 雇用対策の関係でちょっとご説明を追加させていただきたいんですけれども、19ページのほうを見ていただくと、細かいほうなんですけれども、(4)ですか、今おっしゃったことに直接答えるあれではないんですけども、具体例が公共建築物とか公共土木工事なのでちょっと直接的なお答えにはならないかもしれませんけれども、木材利用の拡大をちゃんとやるという前提で雇用が生まれますと。ですから、これは国がつくった対策ですから国のつくった対策の中に木材利用の拡大をきちんとやりますということをはっきり明記されています。

○山根委員 それは結構なんですが、今のこちらのそれならそれとしてならば、この基本方針のところにあるさっきの2ページの上段のところにある「さらに」というところの特に「林業・木材産業の振興」等というところは「多様な就業機会の確保に取り組む必要がある」というより、もう少しこれをせねばいけないというか、何か国の役割というか、義務化みたいな言葉になりませんかね。これが義務化ですか。この(2)、「取り組む必要がある」という言葉自体で、やることであるという意味になりますか。

○櫻井会長 そこをもうちょっと、この段階のところで具体的なものをきちんと載せるかどうかについては、いろいろと検討がまだ要るんじゃないのかなとは思いますが。

○安東経営課長 ここは事業主の現状と課題というところなので、全体がこれは国の方針です

ので、国としてこういう取組を支援する、応援していくというのがこの基本方針のまず前提にございますので、どこまで中身でそういうことを書くべきなのかという点で、ちょっともう一回全体を見て検討させていただきます。

○櫻井会長 恐らく民間レベルでどういうふうな格好でつくっていくかというものについての支援を忘れないでできるというのが次の段階で出てくるんじゃないのかなというような感じがいたしますが、ここに書いちゃうとここで責任をとるという話になるのか、そこを問題が、苦しんでいたのかもしれない。

ただ、今のお話は確かにそのとおりのことで、今後の施策には生かしていかなければいけないですが。

○山根委員 事業主としての役割と国の役割という意味で、国の役割というものがもう少し、これは少し強くあればなと思ったところでございます。

○櫻井会長 そうですね。国のはうからこれをやれという命令は多分できないんだろうと思いますが、そういうものに対して応援するという姿勢はどこかで出していく必要があるだろう。今の十分かどうかは、まだ検討の問題ですが。

まだまだほかにもいろいろあるんですけども、もう一つぐらいいただけますか。

○合原委員 私は前向きには取り組んでいただいてうれしいと思いますが、やっぱりさっき岡田先生がおっしゃったようにちょっと現場との乖離というのが、基本的にこれを現場に下ろした場合に実効性のあるものとするためには、やっぱり本当に例えば認定事業体で何年前ですか、それができてきちっとやり始めたけれども、結果的にはうまく回らなかつたと。しかし、若干の成果はあったと。しかし、現状にどれだけついていっているかということもあるんですが、例えば1つは森林組合と森林整備センターとか主なところを主幹に考えていくと、森林組合自体もすべて自分のところの人員でやっている組合と、自分のところの事業量をたくさん確保してやっぱり今までどおりの請負の事業体に投げていると、それは国有林も一緒なんですが、国有林の場合は今かなり安定的、システム販売とかいう形で安定的供給で、受ける事業体はとても楽というか計画が立つので、国有林をやっぱり民間の事業体が請け負おうとする。しかし、民間の場合の森林組合というのがまた極めてそこら辺の事業体としてのシステムがきちつとできていないので、そこで間にいる小さな伐採搬出している方だとか、私ども所有者で伐採搬出を一緒にしちゃう人だとか、そういう小さな小規模零細事業体は、なかなか国の施策の中のバックアップの中に滑り込んで伸びていかないという現実がやっぱりあったと思うんですね。そこを伸ばしていくかないと、やっぱり私も30年、限界集落というか過疎山村は林業やっています

から、そういう流れというのを見ていると、やはり仕事がない、それと先ほどの教育の問題と親の価値観が既に森林・林業から離れている、しかし親は自分たちはもうこれしかできないからやっている。せめて子どもは外に出したいという価値観で、それが今、私ども団塊の世代から若干変わってきている現状の中で、今、私はやはりそのところをきちっとこ入れして育成していくというのは非常に重要な問題だと思っているんですが、その現状分析の仕方をもつときめ細やかにバックアップできるシステムにして、あとは私は小さな他の企業に関与しているので、小さな町の商工会議所の常勤とかをやっていると、やっぱり中小企業の小規模零細対策だとか、ベンチャーで新しく事業を興す若い人だとか女性に対するバックアップというのは非常に、ただ500万無利子であげますよとか、きっと10年間無利子ですよとか、そういう事業をする夢を与えてくれるようなシステムが非常に強いですね。

林業の場合はそこら辺が特に第一次産業の場合は新しくする人と、現状でも子どもを1人ぐらいちょっとトライしてやらせようかなという方たちに夢を持てるようなシステムにまだなっていないと。どちらかというと今までの森林組合一辺倒で、組合以外の人間は、要するに事業体はなかなか伸びないなというのが、私は日田市ですからそれ以外のいろんな伸び方も把握しているんですが、その中でもっと伸びていいはずの例えば五人一組でやっているとか、十人三組でやっている事業体が横ばいで、伸びないんですよね。そのところのシステムを森林組合のあり方とも考えて、事業体というのをどういうふうに把握するかというのを基本的にきちっとして、中途半端な森林組合のあり方というのをやっぱり除外していくかないとやりにくいかなと思うんです。そこら辺の配慮をお願いしたいと思います。

○櫻井会長 どうもありがとうございます。

いろいろ大変な貴重なご意見をいただきました。まだまだあるかとは思うんですけども、時間が迫ってきておりまして、まず次のものを説明していただきたいと思います。平成22年度予算概算要求と5番目の松くい虫被害対策までの説明を、事務局お願ひいたします。

○佐藤林政課長 それでは、資料2というものに基づきまして、ごくポイントだけ短時間でご説明させていただきたいと思います。

小さなダブルクリップを外していただきますと、3種類ほど資料が出てまいります。一番上にあります「平成22年度 農林水産予算概算要求の概要」ということで、これは省全体の予算の資料でございます。1ページおめくりいただきまして、ナンバーは1ページ目でございますが、農林水産省の予算総額としては去年と比較いたしまして94%、前年より6%の減になっております。

2ページ目、公共事業費でございますが、林野公共も含めて農林水産省全体、公共事業費は前年度に比べまして15%の減少ということになっております。

4ページをお開きいただければと思います。

このうち、林野関係といたしまして3に特別会計改革という項目がございます。実は国有林野事業特別会計につきましては、これまでの政府の規定方針といたしまして、国有林野事業は現在特別会計で行っておりますが、一部を独立行政法人に移管した上で残りの部分を一般会計化するという既定の方針がございました。しかしながら今回、政権与党のほうにつきました民主党の方針が独立行政法人や特別会計制度はゼロベースで見直すと、特に国有林野事業につきましては一般会計化というような方針を総選挙の前から打ち出しておりました。しかしながら、それを実現するためには一定の検討の時間がかかりますので、22年度概算要求といたしましては、とりあえず現行の特別要求として要求をするという形にしております。

(2)の保険関係の3つの特別会計の中には国営の森林保険特別会計がございます。これも、これまでの政権交代前までの政府の規定方針といいますのは国営保険は廃止をして、そのかわりにその保険業法を独立行政法人に移す。他方、政府のほうは再保険業務を行うというような方針で進めてまいりましたが、これも新政権になりまして独立行政法人の見直し、特別会計制度の見直しということもございますので、要求を差しかえまして22年4月の統合を見送って現行の特別会計のまま、森林保険につきましては森林保険特別会計のまま22年度に要求するという形になっております。

以下、農林水産省全体の予算の主な重要なポイントについて記述しております。後ほど、ご参考いただければと思います。

続きまして次の資料、1枚紙でございますが、「平成22年度 林野庁関係予算概算要求の概要」という1枚のペーパーがございます。先ほど申し上げましたように公共事業、特にその中でも間伐や作業道の整備を進めます森林整備事業費でございますが、対前年度比15.3%の減少ということになっております。

また、非公共事業費につきましても若干でございますが、対前年度比0.7%の減というふうになっておりまして、林野庁全体といたしまして前年に比べて10%余り減少しているという中でございます。そういう中で、林野庁といたしましては冒頭、山田副大臣の挨拶にもありましたとおり、森林においては路網整備の加速化をしながら間伐を推進していくと、その際に集約化施業をこれまで以上に加速化していくということ、そのための条件整備としてやっぱりフォレスターといいますか、森林・林業の経営専門家ですとか技術者を育成したり、境界の明確化

を進めていくという、そういうような森林の整備の取組に重点化していく。そういった取組を進める中で、川下のほうにおいても国産材あるいは間伐材のフル活用ということで、国産材住宅の推進ですとか、公共施設において木材利用を進めるですか、バイオマス利用を促進するですか、あるいは石炭を使った火力発電において間伐材を積極的に利用していただくといったようなことを、関係省庁とも連携しながら全力で進めていきたいというようなことで林野庁予算、ある意味重点的に進めていくということを考えております。

そのための資料は一番最後の資料でございますが、時間もございませんので後でお読みいただければと思います。その事業面、それぞれ一番下にお問い合わせ先と書いてございます。お問い合わせいただければまた詳しく説明をしたいと思いますが、この場の時間の関係もございますので説明を割愛させていただきたいと思います。

以上でございます。

○櫻井会長 引き続いてお願ひします。

○渋谷研究・保全課長 続きまして、小笠原諸島の世界遺産の推薦についてご説明いたします。研究・保全課長の渋谷でございます。

資料3をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページは、小笠原諸島の概要でございます。遺産名は小笠原諸島、所在地はご存じのとおり東京から約1,000キロメートル南の海洋島でございます。遺産登録面積は、約7,400ヘクタールを予定しているところでございます。

次に、小笠原諸島が該当すると考えられます世界遺産の評価基準でございますけれども、まず始めに地形・地質がございます。

ここにアンダーラインが書いておりますとおり、プレートの沈み込み帯にある島々の生成過程がよく見られるということ。あるいはボニナイトといった特殊な岩石があるということがあります。

次に、生態系がございますけれども、進化の実験室と言われるような非常にコンパクトにまとまったものが1カ所で見られるという特徴がございます。

2ページでございますけれども、次に生物の多様性でございます。

非常に多くの固有種が進化を遂げて種分化をして、固有種率が高いというような大きな特徴がございまして、世界的に重要な絶滅のおそれのある種の成育・生息地となっているという特徴がございます。

3の小笠原諸島の森林生態系の概要につきましては、時間の関係上、割愛させていただきま

して、5ページをご覧いただきたいと思います。世界遺産に向けました林野庁の取組についてでございます。

まず初めに、国有林野の保全・管理がございます。平成17年4月、国有林野の8割を森林生態系保護地域に設定いたしまして、20年3月には保全管理計画を策定したというところでございます。

5ページから6ページにかけまして、具体的な外来種対策等を行っている状況をお示ししたところでございます。また、7ページには利用のルールを導入しております、過剰な利用を避けるという取組を行っているところでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。

もう一つの取組としては、固有種あるいは外来種の種間相互作用の検討をしているところがございます。外来種の除去を行うとさまざまな影響が起こるということがわかってまいりまして、こうした結果を踏まえながら外来種対策を今後とも進めてまいりたいと考えているところでございます。

飛びまして10ページをご覧いただきたいと思います。

森林生態系における気候変動、これは地球温暖化の影響が森林生態系に影響を与えているということで、世界遺産候補地の森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムの開発を行っているところでございます。

以上が小笠原諸島の世界遺産の推薦に向けた林野庁の取組でございます。11ページにスケジュールが書いてございます。19年1月に世界遺産の事務局でありますユネスコ世界遺産センターに暫定リストを提出いたしました。その後、林野庁は他省庁等と連携をいたしまして推薦書の作成作業を進めまして、本年9月に政府として世界遺産委員会へ遺産書の暫定版を仮提出したところでございます。

今後、来年の1月に世界遺産事務局へ正式な推薦書を提出する予定になっております。その後、来年の夏ごろIUCN（国際自然保護連合）において、この専門家による現地調査が実施され、再来年の23年7月ごろ世界遺産委員会による登録の可否の審査が行われるというスケジュールで今後進む予定でございます。

以上が小笠原諸島の世界遺産の推薦についての概要でございます。

引き続き、気候変動枠組条約の交渉の状況につきましてご説明いたします。資料4、横長の資料をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページでございます。

次期枠組みにおきましては、本年12月、デンマークのコペンハーゲンで開催されますCOP15での合意に向けて議論が進められているところでございます。条約のもとには特別作業部会が2つ置かれておりまして、並行して同時に作業が行われているという状況がございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

カラー版でスケジュールが書いてありますけれども、これまで2007年からずっと会議を繰り返してきて、11月2日からスペインでの会議があり、12月にデンマークでCOP15が行われるというスケジュールでこれまで進んできたところでございます。

続きまして、交渉状況でございますが、1ページの(2)をご覧いただきたいと思います。

全体的な交渉状況につきましては先進国と途上国とで意見が相違しております、平行線をたどっているという状況でございます。

先進国は基本的に途上国を含めたすべての国がしかるべき行動をとるべきだという主張をしておりますし、一方、途上国はまず先進国が排出削減義務を課されるべきで、自分たちの行動はあくまでも自主的なものにとどめるべきという主張をしており、これは京都議定書と同じような状況が続いているということでございます。

次に、(3)我が国の中期目標でございます。

副大臣からもお話をありましたとおり、9月22日国連におきまして、鳩山総理が1990年比で25%の排出削減を目指すということを表明したところでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。

これを図示したものが4ページの表でございまして、第一約束期間についてはご存じのとおり6%の削減ということでございますけれども、25%の排出削減目標におきまして、森林吸収源がどの程度占めることになるかといった具体的な内容についてはまだ決まっていないという状況でございます。

次に、森林関係の議論の状況についてご説明したいと思います。また2ページに戻っていただきたいと思います。

まず、先進国と途上国との関係がありますけれども、先進国の森林吸収源の取扱いにつきましてご説明いたします。

引き続き森林吸収源をその目標達成の手段として適用すべきという点では各国とも一致しているところでございますけれども、具体的な算定ルールをどうするかということにつきましては、各国からさまざまな意見が出されているという状況でございます。

5ページにその意見の大要を示しているところでございます。

4つの算定ルールの案が出されておりますけれども、我が国は①のグロスネット方式という方法を主張しております。現行のルールがこの方法になっております。約束期間内における吸收量をそのまま計上するというものですけれども、引き続き我が国としてはこのグロスネットを主張していきたいと思っておりますが、我が国の森林は成熟化に向かっておりますので、蓄積の伸びが鈍化してきているということで、第一約束期間では3.8%の確保ができますが、将来的にはこれよりも吸收量が低下するということが見込まれるということがあります。

次に、伐採木材製品、HWPといつておりますが、この取扱いについてご説明したいと思います。次の6ページをご覧いただきたいと思います。

第一約束期間におきましては、木材中の炭素については森林から伐出あるいは伐採搬出された時点での排出として計上されておりまして、木材製品としての炭素のカウントはしていかなかったということがあります。今回、このHWPをどういうふうにカウントするかというようなことが議論されているところでございますけれども、これもあくまで、いずれ排出になるということで、吸收量が大きく伸びるわけではなくて、できるだけその排出計上を小さくするためには木材製品の生産量拡大とか、あるいは木材製品の長期利用、リサイクルによる廃棄量の抑制などをして、最後に燃料利用するというような長いスパンで木材を利用していくということが必要になってくるということでございます。

次に、途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減、REDDといつておりますけれども、7ページをご覧いただきたいと思います。

森林減少・劣化に由来するものにつきましては、世界の温室効果ガス排出量の2割に相当する大量のガスを放出していると言われています。このため、一部の途上国から森林減少に由来する排出の削減にインセンティブを与える仕組みが必要であると問題提起がありまして、この議論が進んでいるところでございますけれども、インセンティブを与えるべき活動の範囲や資金、あるいは削減された排出量をどのようにモニタリングしていくかというような課題がございまして、現在検討が進められているところでございます。

これは先進国にとっても、その排出削減目標の設定やクレジットの獲得、こういったものとも関係するということで、現時点では明確な見通しは立っていない状況でございますが、林野庁といたしましてはこの排出量把握の手法開発や人材育成あるいは技術移転に取り組むことが必要であるというように考えているところでございます。

以上、簡単でございますけれども説明を終わります。

○中村森林保護対策室長 森林保護対策室長の中村でございます。

資料5、松くい虫被害対策につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

表紙をめくっていただいて目次をご覧ください。毎年度この時期に林政審議会におきまして被害対策の概要、それから特別防除、これは航空機を利用した薬剤散布でございますが、この効果調査、それからその自然環境などへの影響調査、この3点をご報告させていただいております。

1ページをご覧ください。

昨年度の被害量でございますが、63万立法メートルということで前年度に比べましてやや増加した、横ばいといったところでございます。

それから、3ページをご覧ください。

ここには対策の概要を書いておりまして、最初にございます的確な防除、ここに特別防除もその手法の1つとして入っているわけですが、さまざまな防除手法の組合せ、また、被害の早期確実な発見といった保全体制の整備、それから森林自体の健全化、この中には抵抗性品種の供給体制の構築といったこともございますが、あと、技術開発、こういうものに総合的に取り組んでいるところでございます。

4ページのところに今年度から環境に配慮した対策といたしまして、自然界に存在しますカビを使った、天敵微生物を用いた駆除手法を駆除事業に導入しておりますのでご紹介をしております。

それから、6ページ以降に特別防除の効果調査について整理をしております。

7ページの左上のところをご覧いただきたいと思います。被害の本数率で平均値でございますが、特別防除を実施いたしました地区では4.6%、実施しなかったところでは12.4%ということで明確な差が出てきております。

こういった結果を踏まえまして、最後のところでございますが、「平成20年度に実施した本調査の結果を見る限りにおいては、特別防除による防除効果が確認された」というふうにまとめております。

それから、9ページ以降に3点目の特別防除の自然環境等影響調査についてまとめております。こここのポイントは、昨年の審議会におきまして、科学的に影響を把握するには、そのルールとして特に野生鳥類とか昆虫類とかの分析のところでございますが、統計解析の手法を用いる必要があるというご指摘も受けておりました。それで森林総合研究所の協力を得まして統計解析も試みた結果として、ここに記述をしております。

時間の関係で、まとめのところだけ読ませていただきます。10ページの下のところでございますが、「平成20年度に実施しました調査の結果を見る限りにおいては、自然環境などに及ぼす影響は軽微なもの、または一時的なものにとどまっている」というふうにまとめております。

それから、本日ご多忙のためご欠席されておられますが保全生態学がご専門の鷺谷委員にアドバイスをいただいた際に、調査の今後の方向性として、県によって条件が異なるデータを全国レベルでまとめる手法というのは時代おくれとなってきたいるんじゃないいか、地域が主体的に結果を活用できるような調査デザインを検討すべきではないか、森林総合研究所の一層の関与が必要ではないかといったアドバイスをいただきました。今後ともできるところから工夫をしていきたいと考えてございます。大変簡単ではございますが、私からのご説明を終わらせていただきます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

最後にもう一つ、事務局に報告をしていただきたいというのがございます。

先の林政審議会で平成20年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、持ち回りでご承認いただくという形をとったわけでございます。その際に公表に当たって付すべき意見はないというふうに答申を行いましたが、なおこの辺については今後は考えたほうがいいのではないかということについてのご意見を委員の方々から頂いております。それをまとめたものを読み上げますと、

水土保全林においても健全性を保つために間伐などの施業を行い、間伐した木などから木材を生産していることを説明していく必要がある。

2つ目として、森林の資産としての評価手法について木材価値だけではなく、CO<sub>2</sub>吸収源など公共材として幅広い視点からの評価も必要である。

3番目として、木材供給の役割も重要な国有林の機能であることを国民に伝える必要がある。

4番目として、国産材の需要拡大に取り組んでいただきたい。

5番目、国宝や重要文化財の修復に備え大径木を今から計画的に育成していく必要がある。

6番目、民と国の連携を強化していただきたい。

7番目、森林環境教育をさらに広めていただきたい。

8番目、国民に対して、より積極的なPR、情報発信をしていただきたい。

9番目、現場の実情を把握可能な管理、組織体制の充実を望む。

このようなご意見をいただきましたので、このことについて、事務局から説明をいただきたいと思います。

○本郷経営企画課長 経営企画課長の本郷でございます。

会長からご意見について答えるようにというご指示をいただきましたので、まず1点目、水土保全林における間伐実施あるいは間伐の利用の普及をしてほしいということでございます。水土保全林が68%を占めているわけでございまして、この中でもきちんと間伐をやっていくということをしておりまして、間伐をしていく上で出てくる間伐材を、これはきちんと利用していくということで取り組んでいるところでございまして、その普及も後ほど触れる木材供給の役割の重要性を普及する中で行っていきたいというふうに考えております。

木材の供給の役割も重要なだというご意見をいただいております。国有林野の管理経営に関する法律におきましても、国有林の管理経営の目標としてももちろん公益的機能の持続的発揮ということはあるわけでございますけれども、そのほかにも林産物の安定的、持続的、計画的な供給というのも非常に重要なだというふうに考えておりまして、木材供給の役割も国有林野事業の一つの大いな役割、機能というふうに考えております。

これに関連しまして、国産材の需要拡大ということにも取り組むようにとのご意見について、これはこれまで外材を使ってきておられたような大口の需要者様に、先ほども合原委員からもお話しございましたけれども、システム販売というような形で間伐材等を安定的に供給していく这样一个ことで今取り組んでいるところでございまして、こういう取組のもとで国産材を今の外材と代替していく这样一个形で需要拡大を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、治山事業等、国有林野内で行われる森林土木の事業につきまして、間伐材を積極的に利用する这样一个こともしておりますし、こういうのも国民の皆さんにわかるように林野庁のホームページあるいは森林管理局のホームページ、あるいはシンポジウムの開催等でPRをしていきたいというふうに考えております。それに関連して文化財の修復資材として供給できるようにしていくべきというご意見もいただいております。民有林ではなかなか難しい国有林ならでは这样一个太くて長いような材、木曽ヒノキですとか秋田スギですとか、こういうのも文化財修復に供給できるように取り組んでいるところでございますし、木の文化を支える森づくりについて、実施状況にも書かせていただいておりますけれども、こういう取組で大径材の育成ということにも取り組んでいるところでございます。

それから、木材の価値とは別に森林の資産評価を違う形でできないのかというご意見をいたしております。立木の評価そのものについては貸借対照表の考え方をございまして、これに従ってやるわけでございますけれども、他の公益的機能の評価ですか、こういうものに

公共材、社会資本としての評価というものをすべきというお話でございました。これにつきましては平成13年に日本学術会議に農林水産大臣が諮問を行っておりまして、貨幣評価できるものは評価を行って答申をいただいているところでございます。その答申では、評価できるものを単純に合わせれば70兆円になるということもホームページ等で公表しております、今PRに努めているところでございます。

それから、民・国の連携を強化すべきというようなお話でございまして、これについても実施状況の中でいろいろ書かせていただいておりますけれども、民有林の技術あるいは林業を先導あるいは誘導していく様に国有林として取り組んでいるところでございまして、現地検討会ですとかフィールドを提供するとか、そういう連携を今後とも強めていきたいと思っておりますし、実施状況にも書かせていただきましたが、共同施業団地というものを民有林の所有者と一体となって路網を整備するというような形で今後進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、森林環境教育について新たな展開をというご意見をいただいております。平成21年度から我々農林水産省と文部科学省と総務省の連携のもとで行われている子ども農山漁村体験交流プロジェクトというものがございますけれども、これと連携するような形で何とか新しい展開ができるのかというようなことで取り組んでいるところでございます。

それから、今までのことと重なりますけれども、国民に対してもっと積極的にPR、情報発信すべきではないかというご意見をいただきました。林野庁のホームページを一新しまして、今、画面が森林管理局と統一的な形になっております。ぜひご覧になっていただきたいのですけれども、林野庁のホームページからも各森林管理局にリンクを張って参照できるようにしております。その中で、いろんなPRをしておりますし、また実施状況にも書かせていただきました国有林のモニター制度ですとか、そういう形で、あるいは地域の森林管理局での記者発表ですか、そういう場面で地域の方々にPRできるように取り組んでいるということでございます。

それから最後に、現場の実情を把握できるよう管理、組織体制を充実すべきということをいただいております。これにつきましては、我々も事務の見直しや人材育成というものを進めて、よりよい現場管理組織になっていくように今後検討していきたいというふうに思っておりますし、これまで以上にその点に意を用いていきたいというふうに思っております。

大変限られた時間で短く、申し訳ございませんが、さらにご意見、ご質問があれば承り、また今後さらにご指導、ご鞭撻をいただければというふうに思っております。

なお、このほかにこの実施状況の構成そのものについても若干の意見をいただいております。これについては次年度の実施状況の作成で検討させていただきたいというふうに考えておりますので、大変申し訳ございませんけれども、ご了解いただければと思います。

以上でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

いろいろとご意見がまだたくさんあると思いますが、それは直接事務局のほうに、あるいは私のほうにでも出していただくということで、次のときにはそれに対してお答えするような形にしたいと思います。

一つ二つ、とにかく今、みんなの前で言わないといかんというものがありましたらお願ひいたします。

○山根委員 住宅にあるいはリフォームにエコポイント的なことをつけて、非常に今そういうムードが上がっておりますので、今日の山田副大臣のおっしゃることは大賛成で、非常にいい方向に向いておる。しかし我々がいくらそう思っても、消費者が動かんとどうしようもない。そういう意味で、消費者に目を向けていただくという意味で、現在自動車とか電気製品等ではエコポイントで多くその行動が起こっておる。それどころでないエコでございますから、何か工夫していただければと思います。

○櫻井会長 ありがとうございます。

○鮫島委員 副大臣も言われていたんですけども、木材利用の拡大という立場からやはり耐火性能の基準は非常に縦割りで制約が大きいので、その辺はやはりきちんと動けるような形で、ぜひ具体的に推進していただきたいと思っています。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

○安東経営課長 先ほど足本委員の社会的評価の向上の関係で私は、すみません、森林・林業基本法にそういう表現があると申しましたけれども、間違えて、林業基本法時代にそういう社会的地位の向上という言葉があって、森林・林業基本法に切りかえたときにその言葉は落ちてしますので、そのことも踏まえてご意見に対して検討したいと思います。誤った説明をして申し訳ありませんでした。

○櫻井会長 3Kの1つだということを言われた影響が多分残っているんだろうと思いますが、時代が少し変わってきたということもあるので検討課題になると思います。どうもご指摘ありがとうございました。

それでは、まだまだ皆さんもいろいろと意見があると思いますが、今日はここでお開きにさ

せていただきます。次回は、なるべく時間をとるように努力したいと思います。本日はどうも  
ありがとうございました。

<閉会>